

第24回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成22年6月3日（木）

午前10時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 おはようございます。来週から6月定例会ということで、質問の準備等、大変お忙しい時期と思います。

前回お約束をしましたパブリックコメントが5月31日で締め切るということで、少しその辺の確認だけをお願いしたいと思ひまして開会をさせていただきました。

また、先日は3日間にわたり、特に24日は午前中と夜遅くまで各団体との議会基本条例の説明会には、各委員の皆様には御苦労さまでございました。ようやく1日で終わりました、あとはこのパブリックコメントを集約して公表する、最後に6月定例会で上程という、いよいよ山を越えたかなという感じがしております。そういう意味では大変皆様にはこの一月間、いろいろ御協力いただきまして大変ありがとうございました。

それでは、開会させていただきます。

それでは、第24回の議会のあり方等検討特別委員会を開会いたします。

まず、事項書によりまして、まず1番目、第23回特別委員会の議事概要及び決定事項の確認について、事務局長より報告をいたさせます。

浦野事務局長。

【浦野事務局長】 それでは、済みません、23回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項ということで確認をさせていただきます。

まず、1つ目としましては、議会基本条例逐条解説に対する意見に対する対応ということで、1つ目として、前文「市民の目線に立った」の「目線」という言い方は最近よく使われているが、条文の使い方としてふさわしいのかという意見に対しては、法制執務室、また、株式会社ぎょうせいのほうからも特に問題ないということであり、原案のままとします。

2つ目としまして、第4条の第7項「議員相互間の討議」については、その方法等について、第9条第5項のように、別に定めるという条文が必要ではないかという意見に対し

ては、第4条は議会運営の原則論が記載されており、必要ないので原案のままとする。

3つ目、第5条の解説の中段あたり「議員相互間の討論……合意形成をすることや」という記述について、この規定は第5条にはなく、第15条で規定されているという意見に対しては、解説全体を変更する。

4つ目、第6条の解説で「1人会派」について記述があるが、正確なものではないという意見に対しては政務調査費の交付に関する条例の改正を行う。

5番目、第6条解説中段の「規模が大きく、また、委員会制度を中心に運営される議会においては」は、亀山市の範疇が明確でなく、わかりづらいため削除したほうが良いという意見に対しては、規模が大きい議会であれば、会派や委員会が置かれ、運営されているという一般的なことを言っており、原案のままとする。

6番目、第9条第5項は削除したほうが良い、かえって隠密感を醸すという意見に対しては、19回の委員会で相当議論を行い、このような条文にしたものである。法制執務室からの指摘で、委任規定という条を別に設けて、そこで押さえることとする。

7番目、第9条解説下段の「事後報告的な情報のみならず……有効に広報機能を活用していくよう努めることとなります。」は、実態的にはどんな広報方法か見えてこないという意見に対しては、これらの方向性としての市政課題や議員討議のされた状況など、いろいろな場面で市民に報告していくことも必要になってくるなど、事後だけでなく事前の広報活動も重要との観点から記載をしておき、原案のままとする。

8番目、第16条の解説下段の「公認会計士によるチェック……」という記述は削除する。

9番目、第19条の解説上段の「報酬とは……解釈されかねない」という記述、また、下段から次ページにかけての「議員報酬の日当制」についての記述は削除する。

10番目、法制執務室、株式会社ぎょうせいによる条文のチェック、訂正点を新旧対照表をもって説明し、確認いただいた。

11番目、次回は6月の1週目ぐらいをめどに開催をしたい。

あわせて結果ということで、4月20日の全員協議会で終了後、全議員に対して基本条例の説明を行ったところでございます。

その後、関係4団体に対して説明会を開催いたしまして、まず、5月20日は、連合みえ、亀山地域協議会に対して説明会を開催しております。それから、5月24日は、亀山市商工会議所の皆様に対して説明会をさせていただきます。同じく、5月24日、午後7

時からでございますけども、元亀山市まちづくりの基本を定める条例を考える会の皆様に対して説明会を開催させていただきます。それから、一昨日、6月1日、自治会連合会支部長会の皆様に対して説明会を終えたところでございます。

以上でございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長から4月16日に開催をいたしました23回の議事概要及び決定事項、それと、その後の経過について、あわせて報告をいたさせました。特に決定事項については、これを受けてもう条例文に反映をしてありますので、改めての確認の意味で、きょう報告をいたさせました。

それと、1点ちょっと残っておりますのが、なかなか忙しくて先に進んでいないのですが、決定事項の⑩の新旧対照表をこの16日にこれをお渡しいたしました。これからさらに一部、小さいところですけど、少し文字の使い方とか、少しまた訂正がかかっておりまして、もうちょっと落ちついた段階で正式にきっちり最終案というものを出品させていただきますので、16日にお渡ししたものからさらに一部修正したもので、この制定に向けてという条文になっております。

ですから、少しそこをもう一度今整理をしてもらうように頼んでありますので、その段階で、7月、8月、まだあと2回ぐらい予定を考えておりますので、改めてそこで皆様のほうにまた出したいというふうに考えております。

要するに、条例をつくるという作業と、実際チェックをしてもらった後の条例の変化というのが非常によくわかりますので、文字の使い方や係り方、それから必要でない文、削除があったりとか、いろいろありますので、今後の条例をつくる上でもいい参考資料になると思います。それについて、⑩については改めて最終版について報告をさせていただきたいと思っております。

それから、23回いろいろ御議論いただいた解説のほうです。逐条解説でもいろんな御意見をちょうだいし、一部修正をかけております。パブリックコメントでも1カ所指摘がありました。これについて団体とのこの資料における逐条解説は抜粋をしたものになっておりますので、当初皆様にお渡しをした長いもの、もう少しいろんなさらにちょっと内容の多いものがありますけども、それもできればもう一遍きっちり修正かけて、最終的な逐条解説集として、これも皆様のほうにお渡しをしたいと考えておりますので、今お渡ししているのは暫定ということで御理解をいただきたいと。最終的に逐条解説と新旧対照表については最終版で、7月か8月かちょっとどちらか、事務局のスピードもありますので、

お渡しをしたいというふうに考えております。そこについてはきょうの会議の中で御確認をお願いいたしたいと思います。

それでは、23回の議事概要及び決定事項についてはよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。

それでは、あと、今、私のほうからお話をしました2点の書類については、改めて作成され次第、委員会でお渡しをすることとさせていただきます。

議事概要もお手元に配付をされております。これも従来どおり、内容確認、精査の上、疑問点等ありましたら事務局のほうにお申し出を願いたいというふうに考えております。それで最終的なホームページへ上げますので、御一読を願いたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。

それでは、次に、事項書の2、パブリックコメントについてを議題といたします。

お手元にちょっときのう、きょうで調整をして、実は、パブリックコメントの内容と、それに対する市議会の考え方ということで、今、お手元にお渡しをさせていただきました。

これから事務局長に朗読をいたさせますが、まだ最終案ではございませんので、一応皆様のほうにこれをお示しして、少し御意見があればちょうだいをしたいと。最終的には6月10日ぐらいをめどにまとめた上、公表するというふうになっておりますので、ちょっと時間がかかりますが、事務局長のほうからお申し出の内容と考え方について少し読み上げて報告をさせていただきます。

じゃ、事務局長。

【浦野事務局長】 それでは、パブリックコメントの結果ということで、4月30日から5月31日までの期間に実施したパブリックコメントに寄せられた意見の概要を読ませていただきます。

意見提出者数は3名で、件数といたしましては33件ございました。

それでは、まず、意見のございました内容から説明をさせていただきます。

今回の議会基本条例案は議員だけで検討されたものです。開かれた、市民に見える議会とすることが大きな目的であったと思います。この委員会になぜ市民が参画しなかったのでしょうか。

議会の考え方として、議会というのは、市民（有権者）から選挙によって選ばれた議員で構成される機関です。市民の負託を受けた議会がみずかからの意思で議会運営のルールや議会の方向性、あり方など議会自身の基本姿勢を示していくことのあらわれとして、この議会基本条例を制定するものです。

議会としての意思決定に市民が直接かかわることは、法の趣旨や議会の位置づけ上、ふさわしくありません。議会の意思決定に対する市民としての意思表示または手続等は別途定義、保証されています。したがって、議会の意思決定過程において、原則として市民が直接参画するということはありません。

ただし、御指摘いただいているとおり、開かれた議会を目指していることは相違ありません。ゆえに、今回の議会のあり方等検討特別委員会の検討過程や議事概要、決定事項等につきましては、市議会ホームページにて公開してまいりました。また、今後の活動原則においても積極的な公開を明記いたしました。今後も亀山市及び亀山市議会への市民の皆様の声をできるだけ反映していけるよう努力してまいります。

次、2番目として、市民にわかりやすい言葉で説明するという条文制定の目的から、全体としてももう少し易しい言葉を使っただければと思います。

考え方としましては、条例として抑えなければいけない文言や言い回しなどを整理した結果、このような形になったものです。わかりやすさということも大切ですが、それ以上に条例には正確さということも大切であると思っております。わかりにくい言葉や内容については、解説の中で説明をさせていただきました。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、3番目、本条例（案）策定に当たり、市民の意見をほとんど聞かれていないことは残念です。議員アンケートは行ったが、なぜ市民アンケートは行われていないのでしょうか。本パブリックコメント実施中であることすら知らない市民が大多数であると思います。広報掲載等、最低限の情報しか与えていないのはなぜですか。積極的なPR活動はなぜしなかったのですか。

まじめに意見を求め、精査するのであれば、議会上程まで少なくとも二、三カ月は必要ではないでしょうか。9月議会まで3カ月間、議員各位が各地域を巡回し、広く市民の意見を求めるべきで、亀山市議会基本条例（案）は、9月議会提出、10月1日施行予定にすべきと提案いたします。

議会の考え方としましては、議会基本条例は、議員や議会自身が議会運営のルールや議

会の方向性、あり方など議会自身の基本姿勢を示した条例です。議員アンケートは議会運営など問題、課題点を洗い出し、自分たちの議論につなげていくために実施したものです。

パブリックコメントについては、パブリックコメント手続の指針に基づき実施しており、市ホームページや市議会ホームページ、市広報や市議会だよりの掲載、各地区コミュニティセンターや市施設への配置をし、広く市民の皆様へのPRに努めてまいったところです。

本条例は6月議会提案、9月定例会より適用するべく、9月1日施行を予定しております。それまでの期間は、市議会だよりや市議会ホームページ等での市民の方々へのPR期間と考えております。

次、4番目、議会の役割は、二元代表制として市長と切磋琢磨して、市民の幸せづくりと市政の発展に寄与することと考えます。

この4月1日からまちづくり条例が施行され、今回、議会基本条例が制定されようとしています。この2つの条例が従前の条例と全く異なることは、市民が動くためのよりどころとして市民が読む条例だということです。その意味で、前文において、条例の立ち位置を明確にしておく必要があります。

次のとおり修正を提案します。

前文下3行。

以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長との協働によるまちづくりのためにそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに亀山市議会基本条例を制定する。

前文は、亀山市議会の行動指針である意味から、次のとおり修正を提案します。

日本国憲法に定められた二元代表制のもとで、亀山市議会は、亀山市民によって選ばれた議員より構成され、市の発展と豊かさの向上のために活動する。そのためには、地方分権の時代にふさわしい自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上にその持てる権限と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。議会は、市民のための議会であることが市民からの負託の原点である。そのためには対話を通じ、市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由闊達の討議を通して明らかにし、公開する等、信頼される議会の運営に取り組まなければならない。

これに対し、考え方でございます。

議会基本条例は、前文にも「新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに亀山市議会基本条例を制定する。」と明記されておりますように、議会自身の基本を定めたものであって、協働によるまちづくりのための条例や、市民が動くためのよりどころの条例ではないと考えております。

また、議会の役割の一つに「市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行う」ということがあります。市長等の市執行部局が行う政策決定過程においては、住民参画、住民協働という要素は欠くことはできません。しかし、議会は選挙によって選ばれた議員で構成される機関で、市民と議会は協働関係ではなく、負託関係となります。それゆえに、議会及び議員には責任と使命を持った活動が求められます。一方、議会と市長は互いに特性を生かしながら、対等緊張な関係を保つ必要があります。

この御意見をを受けて条例（案）修正事項はありません。

次、5番目、次のとおり修正を提案します。

この条例は、の条例は議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

考え方でございます。

議会基本条例は、前文にも「新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに亀山市議会基本条例を制定する。」と明記されておりますように、議会自身の基本を定めたものであって、協働によるまちづくりのための条例や、市民が動くためのよりどころの条例ではないと考えております。

議会は、選挙によって選ばれた議員で構成される機関で、市民と議会は協働関係ではなく、負託関係となります。それゆえに、議会及び議員には責任と使命を持った活動が求められます。一方、議会と市長は互いに特性を生かしながら対等緊張な関係を保つ必要があります。

この御意見をを受けての条例（案）修正事項はありません。

6点目でございます。

次のとおり修正を提案します。

第1項、議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行わなければならない。

(3) 積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい、開かれた議会運営をすること。

考え方でございます。

御提案の趣旨と本条例の趣旨は大きく変わらないと考えます。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、7番目です。執行機関の中に監査委員が含まれていますが、監査委員に市議会議員の方が委員となり、議会が監査委員の事務の執行について監視・評価することが本条例の基本方針であるならば、議会を構成する議員と監査委員等、執行機関は完全に分離されるべきではないでしょうか。

考え方でございます。執行機関については、地方自治法で言う機関すべてということで規定をしており、まちづくり基本条例にも執行機関の中に監査委員が含まれております。議会に対する執行機関という考え方で。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、8番目。第3条の定義の関係でございますけども、次のとおり修正を提案します。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

(1) 市民 市内に在住、在勤または在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

(2) 市 市長を代表者とする基礎自治体としての亀山市をいう。

対して考え方でございます。市というのは当然亀山市のことであるので、改めて定義する必要はないと考えます。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、9番目、同じく第3条定義でございます。前文の解説の中にある「住民」の定義は必要ではありませんか。

対しては、考え方でございます。条文にある「市民」と同じと考えております。「住民」を「市民」に訂正いたします。

次、10番目。第4条の議会運営の原則についてでございます。

議員の活動はすべての議会のための活動であり、「議会活動」の表現に限定したほうがよいと思います。

議場での議論、会派での議論、市民の意見を把握するための調査、自身のスキルアップのための研修等、あらゆる活動は議会での活動につながるものであり、議会活動といえます。

議員の役割は、議会という場を通して市民の幸せの実現に向けて活動することであり、

これはすべて議会活動と考えます。

したがって、「議員活動」なるあいまいな言葉より、明確な「議会活動」に統一すべきです。

対しての考え方でございます。我が国の地方自治制度は、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶという二元代表制をとっております。首長と議会はともに住民を代表し、対等の機関として地方公共団体の執行機関としての市長と、議決機関としての議会がそれぞれの権限を担っています。首長は独任制ですが、議会は合議体であります。

議会は市政のさまざまな事件や課題に対して、議員それぞれの幅広い情報交換や意見交換、活発な議論を通して一つの合議体として議会としての意思決定をし、それを議会運営や市政に反映していくことになります。

また、議員はそれぞれが選挙で選ばれ市民の負託を受けています。議会として正しい判断をしていくためには、合議制の議会の一員として、みずからが資質の向上に努めなければなりません。

それぞれが選挙で選ばれた個人としての責任と、議会对首長という立場から、2つの役割や責務があるものです。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、11番目。同じく、議会運営の原則についてでございます。

各項の末尾表現が「～努めなければならない。」とされています。各項は、原則を述べたものであり、原則は努力目標ではないと思います。原則は守るべきものであり、努めるのは議会であり、議員です。努めたが実現できなかったでは何のための原則かとなります。議会としてきちっとした姿勢を示すためにも、「～するものとする。」に改めるべきです。

考え方でございます。御指摘の点について、本条例は、議員みずからが問題点や課題などを洗い出しながら、地方が主体となる新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会改革を推進する議会としての方向性を打ち出したものです。

まだまだ十分に精査ができていない部分もあることも確かですが、条例（案）作成には前向きな気持ちで推進をしていくことには違いありません。今後、さまざまな制度が確立していく中で、条例の整理等を行っていきたいと思っております。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、12番目、同じく、議会運営の原則でございます。

次のとおり修正を提案します。

議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づいて運営しなければならない。

2、公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めること。

3、市の政策決定及び市長その他執行機関の事務執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言機能が十分に発揮できる議会運営に努めること。

4、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めること。

5、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。

6、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、原則として情報公開を行い、わかりやすい議論を行うように努めること。

7、委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めること。

8、議会内での申し合わせ事項は、不断に見直しを行うこと。

9、市民にとって、わかりやすい言葉を用いた説明に努めること。

考え方でございます。

御提案の趣旨と本条例の趣旨は大きく変わらないと考えます。また、委員会の原則公開については、委員会条例の改正にて対応していきます。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、13番目の第5条議員の役割、責務等で、次のとおり修正を提案します。

議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

2、言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として、市民の負託にこたえるよう活動すること。

3、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じてみずからの能力の向上に努めること。

4、特定の地域、団体及び個人の代表としてとらわれず、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動すること。

考え方でございますけども、この提案の趣旨と本条例の趣旨は大きく変わらないと考えます。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

14番目、第6条会派の関係ですが、会派は政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成し、合意形成するとありますが、議決時に同一会派の議決が分かれることをよく見受けまます。その点についてはいかがでしょうか。

考え方です。会派は理念を共通する議員で結成されることを基本としているが、会派の中で十分議論を尽くした上で意見が分かれることはあり得ると考えます。本会議での採決は本人の意思を尊重していきます。

次、15番目。第8条市民の参画。

まちづくりの共通理念のもとに、議会が市民と協働する機関としての立ち位置から、議会の活動を報告し、市民の考えを酌み取る仕組みが必要です。

委員会の議事概要によると、常任委員会ごとに関係する団体の役員に対して行い、一般市民は対象にしないとか事前に相手とテーマを相談して設定しておくなど、市民参画にはほど遠いものと考えます。

仕組みが定着するまで、紆余曲折、試行錯誤が続くと想像されるが、目的は議会のためではなく、市民のためです。手段が目的にならないようお願いいたします。

これに対する考え方です。この意見を交換することができる場合は、議会活動の報告や市政のさまざまな課題などについて意見交換を行い、議会活動に反映させていくものです。

今回のこの意見交換をすることができる場合は、議会にとっても、市民の方々にとっても初めてのことでありますから、まず、最初は、各常任委員会ごとにその委員会の所管する事業等に関連するテーマで、関連する団体との意見を交換する場を持ち、政策提言へとつなげていきたいと考えております。

そうした中で、議会や議員自身もその流れや実績、経験を踏まえ、最終的には市民全体を対象とした自由に情報や意見を交換できる場としていくものです。決して一般市民の方を対象にしないという消極的な姿勢ではなく、自由に情報及び意見交換することができる場が、本来の目的どおり機能していくようにするためにも、二ステップで行っていききたいと考えております。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、16番目、第8条市民の参画。

請願、陳情も、言葉をかえれば市民からの政策提案です。これも市民の権利としてとらえ、きちっと条例に明文化することで、市民が動ける（市民が意見を言える）土俵をつくる必要があります。（インセンティブ）。

次の条文追加を提案します。

4—1として、議会は、請願及び陳情に対して、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨についての説明を受け、議員間の討議において採択、不採択を決定し、採択の場合は、市長に予算の組みかえを提案するものとする。また、議会は、この過程については請願者及び陳情者に説明する責任を有する。

これに対する考え方。請願や陳情については議会基本条例に規定はしてありません。しかし、地方自治法や亀山市会議規則において取り扱いについて明文化がされております。

現在、請願については1名以上の紹介議員の署名または記名、押印のもと提出され、すべての請願が議会の議決事項となっております。請願は原則的には所管の常任委員会等に付託され、その委員会の中で委員間の自由な討議がされており、その委員会の採択・不採択の結果をもって再度本会議で議決をされております。

また、議会が採択した請願に対して予算措置等の措置を行うべき行動は、市長等執行部局が進んで行くべきものと考えており、まずもって議会が示した結論、決定に対して、市長等執行部局の姿勢をしっかりと監視していけるよう努力していきます。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、17番目。同じく第8条市民の参画です。

第5項の「議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場」は議会という組織として設置するべきです。

個人の活動報告は個人的に行えばよいのであり、議会が何をしてきたのかの報告や議会への意見を聞くのは、議会として聞く必要があります。議会の活動報告を行うことを明記すべきと思います。

これに対する考え方。御提案の趣旨と本条例の趣旨は大きく変わらないと考えます。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、18番目の同じく第18条市民の参画。

次のとおり修正を提案します。

5、議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見交換することができる場を設置し、政策立案能力の強化を図るものとする。

これに対する考え方。第2条第2項において、議会や議員の基本として政策の立案及び提言に取り組むことを明記しています。また、第4条第2項において、議会運営の原則として明記しております。これらを踏まえた上で、広く意見交換ができる場として明記し

ているものです。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

19番目です。

第4章「議会と市長の関係」を「議会と行政または執行機関」としてはどうか。

対する考え方ですが、執行機関の代表として、市長との関係としているものです。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、20番目。第9条議会及び議員と市長等との関係について。

市長等が反問できる範囲（内容）は、議員の質問内容が明確に理解できない場合に、質問の趣旨を問うような場合に限られるとのことでしたが、本来反問とは相手と討論することであり、討論するためには内容をより深くしておかなければなりません。これが活発な議論につながります。二元代表制の片側として市長と切磋琢磨することになるものと思いますが、いかがでしょうか。

これに対する考え方。反問の目的は、議員や市長が質問の趣旨や論点、争点を明確にして討議するため設置するものです。議員の質問や意見に対して反論等がある場合は、答弁の中で行えるものと考えております。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、21番目。第10条市長の提案説明でございますが、第1項、議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるためと記載されていますが、重要な政策とは何を意味するのでしょうか。

第2項は、内容の重要度から考えると、新たに第11条としてはどうか。

解説の中では、中長期にわたるまちづくりの基本方針や市民生活に大きな影響を及ぼすと想定される計画や施策事業となっています。例えば10年間にわたる計画などを考えていますが、これから整理をしていきたいと思っています。また、第1項も第2項も市長から提案を求める事項として一体のものと考えております。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、第12条行政の監視及び評価でございますけども、第2条第1項と同じ記載のため、変更されてはいかがでしょうか。

対する考え方です。第2条の第1項の4項目は議会の役割、当条例の持つポイントとして掲げております。

第12条は、二元代表制のもとの市長との関係として最も重要なことから掲げているも

のです。

この御意見を受けての条例(案)修正事項はありません。

次、第14条議員間の自由討議でございます。

議会は意見をぶつけ合い、討論を導き出すところと考えます。議決行為よりも決定に至るプロセスを重視することにより、それを市民に公開することで議会の存在意義が明確になります。

条例(案)では、自由討議を行う対象は市政に関する重要な政策及び課題としていますが、請願、陳情で出される要求は、市民の切実な要求です。

次のとおり修正を提案します。

議会は、市民の請願・陳情を含む市政に関するあらゆる政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、議員相互間の自由討議に付さなければならない。

これに対する考え方です。請願は議会の議決事項となっており、原則的には所管の常任委員会等に付託されています。現在その委員会の中で委員間の自由な討議がされ、その委員会の採択・不採択の結果をもって再度本会議で議決をされております。

議員間の自由討議についてどのように実施し、どのように公開していくかについては現在検討中です。その中で検討していきたいと考えております。

この御意見を受けての条例(案)修正事項はありません。

同じく第14条議員間の自由討議の関係です。

次のとおり修正を提案します。

議員は、市政に関する重要な政策及び課題並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、積極的に議員相互間の自由討議を尽くして、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成に努めるものとする。

これに対する考え方。御提案の趣旨と本条例の趣旨は大きく変わらないと考えます。

この御意見を受けての条例(案)修正事項はありません。

次、第15条政務調査費の執行及び公開について。

第3項に「政務調査費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない」とされています。

現在、亀山市の規定では、政務調査費は1円まで報告することになっていると聞きました。市長に報告しているのであれば、「積極的に」などと言わずに「すべて公表する」と

したらどうでしょうか。

これに対しての考え方です。「積極的に」と明記したのは、議会としての姿勢をあらわしたものです。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

同じく、第15条政務調査費の執行及び公開につきまして、会派の政務調査費については、政務調査費の交付に関する条例第8条に記載されており、政務調査費について、1人会派の場合は必要と読み取れますが、会派一人一人の公表についてはどのようにお考えですか。

これに対しての考え方。政務調査費は会派に対し交付され、支出行為も会派として行われます。このことから公表は個人ではなく会派として公表することとなります。また、政務調査費は1人でも会派を認め、交付することになっておりますことから、1人の会派として公表することになります。

次、第16条議員の政治倫理。

亀山市議会政治倫理条例はあるのでしょうか。「市民全体の奉仕者」の箇所を「市民全体の代表者」ではいかがでしょうか。

これに対する考え方です。現在は、亀山市議会倫理要綱等に基づいておりますが、亀山市議会倫理条例を策定中です。

また、「市民全体の奉仕者」については、日本国憲法第15条第2項には「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」とうたわれており、この精神に基づいたものです。

次、第17条議員の定数。

次のとおり条文の追加を提案します。

3、議員の定数は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状及び将来の展望を十分考慮し、専門的知見等を十分に活用し、明確な改正理由を付して委員会または議員が提案するものとする。

これに対しての考え方。現在議員の定数は、平成17年1月11日から新たに設置される亀山市の議会の議員の定数（告示）により定められております。改めて議員の定数条例が制定されました時点で、御提案の件については検討してまいりたいと考えます。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次、第18条議員報酬。

【解説】の7行目、地元団体（自治会、商店会、PTAなど）とありますが、現在、商店会という団体は市内にはなく、地元団体の中へ市内事業者の代表者である商工会議所も加えていただいたほうが適切と思います。

これに対する考え方。「商店会」は削除し、「商工会議所」に訂正します。

次、第19条議会改革推進会議。

議会改革推進会議は議員だけで構成されるとなっていますが、市民のための議会であるならば、この会議は市民が中に入って意見を言えるようにする必要があります。この仕組みはどのように考えておられるのでしょうか。

これに対する考え方。議会改革推進会議は、私たち議会や議員の議会運営やルール、あり方、議会基本条例の改正等についての議論する場を考えており、市民の方参画は考えておりません。

議会は市民の代表機関です。この議会の中に設置された機関を市民の代表である議員が構成するのは当然です。そこへ市民が直接的に参画するという事は、異なるものです。市民の方に御意見を伺う場については、第8条第5号に明記しております。

この御意見を受けての条例（案）修正事項はありません。

次に続いております。重要な事案が専決処分という形で、議会を通さず、市長の裁量で決められていくのは大きな問題です。市民、議会、執行機関の協働でまちづくりを進めていこうとする中で、このような市長優位の前時代的な仕組みが残っているのは許しがたいと思います。議会の存在を否定した仕組みと言わざるを得ません。

亀山市議会においても、専決処分がなされないよう工夫をすべきと考えます。専決処分こそ、議会の存在が問われる問題です。

これに対する考え方です。本来、議会の議決を要する事件を、長の独自の判断で処理される専決処分が議会軽視であると言わざるを得ません。

そのようなことから、平成18年の地方自治法の改正により、地方自治法第179条第1項に「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる」と、専決処分要件の明確化がうたわれました。

市長には、この改正の趣旨を十分理解し、趣旨に沿った対応を要求していきたいと思っております。

次、まちづくり条例には、条例を推進させる仕組みや条例制定後の実際の活動における問題点を議論し、改善につなげていく推進委員会があります。まちづくり条例には、議会の位置づけ、役割も書き込まれています。

この観点から、議会はまちづくりのメンバーとしてまちづくり推進委員会に参加する必要があると考えます。

これに対する考え方。まちづくり基本条例第6条には、議会の責務がうたわれております。それに該当するものがこの議会基本条例で、我々議会はこの基本条例に基づき、議会運営や議会改革を図っていくものです。また、議会は市の政策決定及び市長、その他の執行機関の事務の執行に関し、監視し評価を行っていくものです。

このようなことから、このまちづくり基本条例においても監視し、評価を行っていくもので、まちづくり推進委員会メンバーとして参加はできないものと考えます。また、亀山市まちづくり基本条例推進委員会規則（組織）には、市議会議員についての明記はないところです。

以上でございます。

【竹井委員長】 ただいまパブリックコメントに出されました33件の意見が出されておりますが、それに対しましての市議会の考え方として、素案といたしますか、一応事務局でまとめてもらったものを報告させていただきました。

ちょっと10分休憩をとって、その後、少し御意見があればちょうだいしたいと思っております。

（ 休 憩 ）

【竹井委員長】 それでは、委員会を再会させていただきます。

ちょっときょう配付で、事務局の説明だけでしたので、なかなかわかりづらい点もあったかと思いますが、今、聞かれた段階で、もしお気づきの点がありましたら御意見をちょうだいしたいというふうに思います。

宮村委員。

【宮村委員】 まず最初、ちょっと確認なんですけど、意見の件数が33件と表題にはうたわれております。それで、この左のナンバーワンからずっといくと、ちょっと私も、きょう、資料、初めてなもんで、21の次が23になっておるんですけど、これでいいんでしょうかね。

【竹井委員長】 32件、2つのものを1個、まとめたということですので、32件で

お願いします。

宮村委員。

【宮村委員】 全員の方が4回の説明会に出席されて、それで、私も同席させていただいて、委員長の的確な答弁で、ほとんど委員長が答弁されたのと全く一緒であって、私はいいと思うのですが、この中で修正が2件あります。それで、「住民」を「市民」というのは、ちょっと一応御説明をいただければと。

それと、「商店会」というのを「商工会議所」、これはもうそのとおりだと思いますので、この2点だけが修正になっているんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと。

以上です。

【竹井委員長】 局長。

【浦野事務局長】 まず、9番目の【解説】の「住民」の定義は必要ではありませんかということなんですけども、「住民」と「市民」ということで、「市民」に統一をしたということ、で、「市民」に訂正をさせていただいたところです。

それから、商店会の関係の30番目、これは商工団体の説明会のときにも御指摘をいただきましたということ、で、「商工会議所」ということに訂正をさせていただいたところでございます。

【竹井委員長】 宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 私もそれでいいかと思っておりますので、以上です。

【竹井委員長】 鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 宮村委員、おっしゃったとおり、パブリックコメントですね、委員長、副委員長あるいは議長、的確な対応をしていただきましてありがとうございます。

改めてこの議会基本条例の重さと内容を把握させていただいたということなんですけども、ちょっと言葉の関係、文字の関係で2つ、ちょっともつとあるんですけども、今回2つだけ指摘させてください。

まず、ナンバー1の議会、市議会の考え方の中で、後ろから3行目、「今後も亀山市及び亀山市議会への市民の皆さんの声をできるだけ」という言葉がありますけども、この「亀山市」というのは執行部側ということ、そんな意味合いもとれるものですから、あえてこれは「亀山市」というのは要らないじゃないかなという思いが1つ、それから、単純な言葉ですけども、ナンバー4の下のほうの「対等緊張な関係」というのが、意味はわ

かるんですけども、言葉として「対等緊張」というのはどうかなということ。

それから、もう一つは、この「対等緊張」というのはナンバー5にもございますけども、もう一つ、ナンバー15、ページ数でいくと8なんですけども、前の文からずっとしっかりと読めば、この「ツーステップ」という言葉は理解はできますけども、ちょっとわかりづらい表現ではないかなということですので、これもちょっと精査をしていただきたい。

あと、細かな文字はございますけども、またこれは単純なことでするので、事務局に伝えたいと思います。

例えば、ナンバー31の「市民の方参画は考えておりません」というような、「市民の方の」とか、それから、もう一つ、内容を変えるという意見ではありませんけども、28番、「市民全体の奉仕者」の箇所を「市民全体の代表者」ではないでしょうかという答えが、一応日本国憲法第15条の中には、すべての公務員は、これは奉仕者では合っていますけども、これは、議員というのはやはり私は「奉仕者」でなく「代表者」のほうが的確ではないかな、大きな意味合いからとしてはよろしいかと思えますけども、あえて今の時期、変更してくださいという意見ではないんですけども、ちょっと気になっていることだけ意見として申し添えたいと思います。

以上です。

【竹井委員長】 ほかに、先にあれば聞いておいて、整理をします。

服部副委員長。

【服部副委員長】 まず、1点目として、我々はこのパブリックコメントの意見とは立ち位置の違いというのが基本にあるんだと思うんですけども、例えばナンバー1のなぜ市民が参加できなかったのかという、こういう問いかけなんですけども、やはり我々の立ち位置というのは、議員というのはいわゆる直接民主主義でなしに間接民主主義で、選挙によって選ばれた代表として議会に出てきているという立場と、それから、市民一人一人というのとはやっぱり違って来るであろうと、法的に立場が。だから、そういう代表として選ばれていた議員と市民が全く同じ土俵で議論するのかということには、すべてのところで議論するのかということにはならないという、その辺の考え方がどうも我々この方々とは違うように思うんです。

だから、やっぱり基本的には選挙を通じて選ばれたいわゆる代表であるということで、市民の意見は、それは当然議会として聞いたりいろいろする、反映をするということはあるんですけど、だからといって、いろんな場面ですべて議員と市民が同じ場所で議論をする

というのか、議員の参加する会議にすべて市民が入ってくるというような形ではないという、やっぱりこのところが日本の法制度の中の問題やなというふうに思うんですがね。だから、そういうことがちょっとあるので、その辺をきちっと押さえる必要があるのかなというふうに思います。

それから、3のところも、これも立ち位置が違ふと私は思うんですけども、この基本条例をつくるに当たって、我々が出発点としたのは、亀山市議会の現状をまずつかんで、そこから問題点を出して、そこをどう変えていくかということで、つくり上げてきたと思うんですよ。ところが、この方々の議論というのは、まず、市民に意見を聞いて、理想とすべき議会はこういうものやというものをまずつくって、それで条例をつくれと、こういう形やと思うんですよ。

そうなってくると、もう現実の議会と大きくかけ離れたようなことを掲げているような、いわゆる絵にかいたもちになってしまうような部分も含めて、出てくるんやないかなということで、我々のスタンスとしては、あくまでもまずこういうものを初めてつくるということもあって、現状から出発しよう。現状から、やっぱり目標をきちっと掲げていこうというような、そういうスタンスでつくってきたということで、いきなり市民の人からこういうものに将来なってほしいというものを全部書き上げたら、それで、議会基本条例がいいのかというと、僕は、結局議会がようそれをこなし切れずに、絵にかいたもちになってしまうということも可能性としてあるので、やっぱりスタートのその出発のところが違ふんじゃないかなと、ここもやっぱり立ち位置が違ふのかなというふうに思います。

それから、あと感じたのは、8のところ、この書き方、当然亀山市のことであるのでというよりも、市というのは、一般的には市長を代表者とする基礎的自治体なんだと、これはどこのだれが言ってもそういうことでしかないんで、あえて特別に規定を置く必要はないというふうに言ったほうがいいんじゃないかなと思うんです。

だから、特にこの条例の中で、市民というのはこういう規定をしますよということを使うから、これは市民という規定を置いたのであって、市というのが全国一般共通と同じ理解で使っていくのであれば、あえてこんな規定は置く必要がないんじゃないかなと、そういうふうな回答にしたほうがいいんじゃないかなと私は思います。

それから、10のところに「住民」という言葉がまた出てくるんですけども、この「住民」という言葉はもうみんな「市民」に統一したらどうか。これはあくまでも回答なので、市民の定義がどうかという問題とはかかわってきませんので、ただ、言葉上の、

使い方として「住民」という言葉を使わずに、もう「市民」で統一したらどうかと、回答文について。

それから、ちょっといろいろ言いますけれども、14の会派のところで、「理念を共通する」というの、これは「共有する」の間違いだらうと思います、まず、第1点。

それから、最後に、「本会議での採決は本人の意思を尊重していきます」というのが書いてありますけども、これは再三委員長が説明をされましたけども、本来会派である以上、一致した、議決の時点で対応をとるとというのが本来の姿であらうと。しかし、それは必ずしも現実問題、全部できるわけではない。そのための努力は十分尽くすんだと。その上で、もって分かれるということはあるんだということとどめておいたらどうかと。

最後の「本人の意思を尊重していきます」というと、もうそういうことを抜きに、とにかくもう採決は議員個々が判断で決めていくんやということを強調するようになってしまふので、あくまでも目指すべきは一致した対応を会派は目指すんやと。ただし、その中で議論する中でどうしても一致できない部分が出てくるので、それはもう議員個々の意思を尊重して判断が分かれるということもあり得るんだというような表現の仕方にしないと、何かこれやと本当に議会はもうそれぞれが判断するんやというみたいなふうにとられへんかなと思うんです。

それから、16のところで、請願とか陳情に対して直接その人たちが説明する機会というのはありませんけれども、いわゆる紹介議員が委員会で説明をするとか、そういうことはできるわけですね。

だから、紹介議員の制度があるということは、請願者が紹介議員をつけて提出するという、そういう仕組みの中で、紹介議員がちゃんとそういう場面で、わからないことがあったら委員会へ来て説明をするという、そういう場面がつくれるという意味で、紹介議員が説明できるんやということも入れてもええのかなと。だから、直接請願者や陳情者が意見を言うことはできないけれども、紹介議員がかかって議会の委員会で説明をすることができるんやということを入れてもいいのかなというふうに思います。

それから、28は鈴木さんも言われたけど、やっぱり私もこれちょっと違和感があります。やっぱり基本的にはこれは職員を対象にして書かれた文章だと思うんですよね、これ、原本は。だから、やっぱりちょっと違った位置に議員は、広く言えば公務員になるんですけども、位置になるので、ここの表現は少しやっぱり、これをそのまま使うというのではなく、もうちょっと違ったような表現にしたほうがいいのではないかなというふうに思

います。

それから、31ですけども、要は市民の意見がどう入るのやということやと思うんですよね、議会改革推進委員会。それは、この8条の第5号に何う場を設けて、それを通じて反映することができるんやということを書いたほうが、はっきりそこまで書いたほうがええんやないかなと。

だから、決して議員だけでやるから、一切市民の意見は入りませんというのやなくして、この8条5号でそういう場をつくることによって市民の意見は間接的に反映されてくるんだということも入れたほうがええのかなというふうに。

以上です。ちょっと多くなりました。

【竹井委員長】 はい、わかりました。

どうぞ、宮村委員。

【宮村委員】 副委員長の今のナンバー16、全く同感で、私も実際ある請願で紹介議員で私ともう一人なんですけど、委員会で説明をさせてもらったこともありますので、これは今副委員長言われたように一言ちょっと追記していただくと、紹介議員も説明する場合は、場合によっては必然的にあるんだというようなこと、ちょっと入れていただければどうかと思います。

以上です。

【竹井委員長】 森委員、どうぞ。

【森委員】 2点、言葉のちょっと間違いだと思うんですけど、ナンバー2の「正確さということも大切であると思っております」、「ある」ですね。これ、「る」が抜けているのかな。

それから、ナンバー10の「首長は独任制ですが、議会は合議体でもあります」というこの「でも」の使い方がこれで、何々があって「でも」じゃない、2つのもので「でも」というのが使われるんじゃないのかなと思うんですけども、議会というのが。この「でも」のあり方が本当にこれでいいのか。それから、「独任制で合議制」なのか、ちょっとそここのところがどうなのかなと思うので、ここのところがちょっと気になったので、指摘だけさせていただきます。

【竹井委員長】 ちょっとここで一たん切らせていただいて、ナンバー1の亀山市については、ちょっと私も気になった。多分これも削除になると思います。

あと、4の「対等緊張」、これもまた文章を整理させていただこうと思います。

「ツーステップ」もちょっと読んで私も若干違和感というか、私も委員会で事務局が提案した「ツーステップ論」というんですか、委員としては「ツーステップ」という意味はわかっていますが、要するに段階を経るということですので、それで、段階を経た後は2つの会議が存在するというふうに議事録には載っています。

このナンバー15の御意見に一般市民は対象にしないというふうなことが書いてあるというふうに議事録に書いてあったと、私も読み直しました。私が言っているのは、まずは常任委員会で政策提言、その後、一般市民との議会報告会、そうすると二重の会議ができると、常任委員会の制度と、それから議会報告会、ですから、2つの会議になって、要するに幅が広がるというふうな議事録の報告もしております。少し「ツーステップ」という表記については検討させてもらおうというふうに思います。

それから、お二人から御指摘いただいた28番の件は、「奉仕者」というのを表記するのに、要するにこういうものがあるということは探し出してきました。ただ、これがそのままイコールではないということもちょっとわかっておりましたけども、一たん書かせていただきました、ここへ。

要は、こういうものを原則として我々も公務員の位置づけには若干、正式な公務員ではありませんけども、そういうところをよりどころにしているということを全体の奉仕者のよりどころにしようかなと、そうしないと、「代表者」なのか「奉仕者」なのかという議論の整理がつかないということで、やはり我々自身も「代表者」であるけども、公務員的な立場も若干残っているので、そういう意味からこういう表記をしたんだというふうなことにできないだろうかということで、あえてここは今書いてありますけど、これはもう全部入れる考え方はありませんので、こういうものに準じたような考え方をもち「奉仕者」というふうなことにしたいというふうな、ためにちょっと入れさせていただきました。

ですから、御指摘のとおり、この文章そのものもそのまま入れるという考えではありませんので、少しここも検討させていただきたいというふうに思います。

それから、市のことについては、少しまた副委員長と整理をして、どんな表記がいいのか、検討させていただきます。

それから、「住民」と「市民」も、少し私もこれもごちゃごちゃなっているので、副委員長の提案どおり、これはもう「市民」で、この回答については「市民」でちょっと一本化させていただきたいと思います。

ただ、条例上の「市民」とかとやられると、少しごちゃごちゃになるんですけど、「住

民」、「市民」が混在するというのはやっぱり余りよくないので、この際「市民」で、ただ、「市民（有権者に選ばれた議員）」とかとあるので、この辺はもう少し言葉の整理はちょっと要るかなと、「選挙で選ばれた議員」とかというふうに、そこは少し、選挙に絡む我々の立場と、それから、「市民」の立場は若干変えなきゃあかん、だめかなというふうな考え方、もう少しここは文章の整理をさせてほしいと思います。

それから、会派についてはちょっと書き過ぎた部分もありますけど、確かに副委員長おっしゃるように、会派の中の議論だけでいいのだろうと思いますが、ここについては本会議は消させていただきます。

要するに会派の中で不統一の問題は随分説明会でも聞かれました。やはりがちがちに縛るという時代ではないというふうなことをずっと答弁を私自身もしておりますので、合意に至る過程が大事であって、頭ごなしに丸だ、バツだという時代は終わったということと言いたかっただけです。ですから、会派の中で統一の理念を共有しているわけですので、その中で議論をしていくと。さまざまなそこもまた自由討議の場になりますので、本会議の意思の表明まで確かに書く必要はないという御指摘ですが、これはもう削除させてほしいと思います。会派のあり方だけをここには述べさせてほしいと思います。

それから、請願の扱いは、ちょっとこれも事務局といろいろ議論したのですが、陳情の扱いが、今、亀山市議会は、議論はしないというか、聞きおく程度と。

それと、これ、随分古い議運の議論なんですけど、よその市を調べても議長預かりであったり、それは陳情のことです。陳情意見については、極端にいうと、議長が手元に預かって整理するという議会もあると、それから、議運で整理をするところもあると、そんな議論の中でもっと、極端にいうと受け取らなくてもいい、要は委員会に出さなくてもいいんじゃないかという議論も何回かありました。

私はもともと旧の亀山市議会将全部受けて、全部披露するというふうな仕組みでしたので、そのときも議運でも議長判断とか議運判断では多様な意見が議会としては見づらいというので、聞きおく程度ということで、陳情については今は整理をされておりますので、もし陳情自体が自由討議の対象になるというふうに議運で決まってくれば、ここには陳情も入れようと思ったのですが、基本的にやはり請願が今自由討議の対象になっておりますので、16番の請願については、陳情がここは省いてあります。請願の手続だけをここには書かせていただきました。

ただ、陳情は聞きおく程度ですとは、ちょっとこれは書けないので、一応聞きおく程度

でも、必要があれば、議論はしておりますので、重要性を見ながら委員会で考えればいいわけですので、ですから、あくまでも議会手続が必要な請願についてのみ、ここには明記をさせていただきます。

副委員長おっしゃるように、紹介議員の説明の場は入れさせていただきたいと思います。その方が一つ役割を果たしているんだということで、これは入れたいと思います。

それから、31の意見の反映の場は少しくくりがきつ過ぎますので、確かに、服部副委員長おっしゃるように、十二分な反映する場を設けてございますとか、その範囲を受けて、我々も改革についての提言があれば受ける、そこはちょっと締め方がきついかないというふうに思いましたので、ここも少し調整は必要があるかと思えます。

それから、あと、ちょっと私のほうからありますのが、ナンバー5の第1条（目的）というところがあるんです。この御提案が文章そのまま一緒なんですね、条例と。どこを変えるのかというのが読み切れないので、とりあえず事務局はこういう文章をつくってくれたんですけど、朝ちょっとお話をして、一度読んでいただいてもわからないですね。線が引いてある。「この条例は、の条例は」というところを変えてくれということなので、あとの文章は一緒です、全く、基本条例と。ですから、これについては削除したいというふうに考えております。一応皆様のほうにはこういう意見がありましたよということは御披露しますが、回答の書きようがないというふうな部分ですので、ここについては全体の削除で対応していきたいというふうに考えております。意見書をどう読んでもわからないんです、何を書いてほしいのかということが。ですから、ここについてはそういう形をさせてほしいと思います。

それから、あと少し議論しなければいけないのが、きょうも議長に来ていただいておりますけど、7のところは抜けておりました。監査委員から議員は抜けるべきでないかという意見なんです。これに対する答えがここに入れてないので、ここをどうするのかということが、議員の扱いですね、どうしたらいいのかという。ちょっとここは少し議長とも相談して、問題ないんだというふうに書くものなのか、他市の状況とかがみ、必要性があれば検討していきますぐらいの回答を入れるのか、ちょっとここは調整をさせてほしいと思います。

それから、13のところもちょっと私見落としていまして、4のところです。これも大分議論になったところです。特定の地域、団体及び個人の代表としてでなくというところをとらわれずとあって、これ、随分議論になった。

ここについても一応「市民全体の代表者を基本とした考え方です」というふうなぐらい1行入れさせてもらおうかなと。そっちが優先していますよと、その後に個人や特定の団体、あってもいいわけですので、ただ、これだけじゃないですよという押さえですので、少しここは文章の追記が要るかなというふうに考えております。

その前の12のところも、これも随分指摘されました。「努めること」と、これも「努めなければならない」というのと「努めること」と、言葉の違いをちょっといろいろチェックしてくれということで、事務局も確認したのですが、そう大差ないだろうと、「努めること」であっても「努めなければならない」もそう言葉は、「行うこと」とやるとちょっと変わってきますけど、ですから、これについてもほとんど趣旨は変わらないということにさせていただきました。

それから、もう一個、15のところも、これは条例修正の御提案ではないので、修正事項はありませんというのは多分要らないと思います。ちょっと事務局と調整します。ここは条例を変えよとどこにも書いていないので、条例を変えてくれというところだけ修正ありませんというふうに入れますので、御意見に対しては御意見で、こちらの考え方でどうしましょうと。

一応そんな、今までの御意見いただいたものでは、若干のこちらの考え方も入れて。

森委員、どうぞ。

【森委員】 先ほどちょっとパブコメの扱い方というのが私もちょっと少しわかっていないのかもしれないですけど、先ほどナンバー5を削除されると委員長おっしゃいましたが、それを提案された方にきちっとその内容を聞いて、改めて出されるほうがいいのか、本当にそれはもう削除していいものなのか、少しそこの取り扱い、せっかく出していたものが、ちょっと内容が読み取れないということの削除でいいのかというのが少しちょっと引っかかったので、そこの部分お願いします。

【竹井委員長】 ちょっとパブリックコメントの手続の様式がありまして、それによってホームページとか各出先に、ちょっとその文章の中、一部、どういうふうな扱いになるのか、局長から。

浦野局長。

【浦野事務局長】 意見の取り扱いでございますけども、いただいた意見は取りまとめの上、回答とともに公表します。個別に直接回答はいたしません。御意見を提出いただいた方の氏名などの個人情報公表しません。提出いただいた御意見のうち、公表すること

により個人の権利や利益を害するおそれのあるものは、その全部または一部を公表しないことがありますということで、特に意見をいただいた趣旨の確認等もないと考えております、確認をするということは。

【竹井委員長】 森委員。

【森委員】 ということは、もうこちらで対応すればいいという形ですか、パブリックコメントに関しては。

【竹井委員長】 一応今の考えは取りまとめの上、報告をしますということ、あと、類似事件だったら極端にまとめてもいいわけですが、取りまとめの上、全部とはどこにも書いていないということで、ひとついいのかなという考え方、もう一遍事務局とまたパブリックコメント企画のほうですので、整理はしますけど、外すなということであれば残しますし、私としては取りまとめるということだから、不明瞭なものを無理やりここに回答なしでも載せられないし、かといってちょうだいした方はできるだけファクスやらで、名前は全部わかっていますけど、そのことに対してあれこれどこにも、不明な点はお聞きしますとも手続上は書いてないので、そこはもう一度確認はしますが、外してもいいということであれば外したいという意味です。

不明瞭なものに不明瞭な答えを載せてもちんぷんかんぷんなことになるという、そういう怖さがあるので、取りまとめというところを使わせてもらおうかなという意味です。確認の上やりますので、手続上問題ないのかどうかを。

あと、御意見があればちょうだいしたいと思います。

議長。

【水野議長】 済みません。さっき7の第2条基本方針、監査委員、その関係ですが、監査委員というのは執行機関とは違うんですね。独立した機関だと私は思って、議会も同じですよ。

というようなことと、それから、いわゆる議会が行政を監視するとか、もちろん提言するというのもありますが、監査委員というのは、いわゆる基本的に行政の計画立案し、執行していくというものじゃないんですね。いわゆる結果をどうかというのが基本になっておるわけで、そういう意味でいくと、監査委員が、今、確かに地方自治法改正の中で、議会が監査委員を出さなくてもいいというような方向で論議をされると。

それはなぜかということ、議会が行政を監視するという考え方から来ておるわけですが、その整備はまだ議場内では出ておりませんが、基本的には独立機関であって、結果を見

る、行政の結果を見ていくというのが監査の役割だと思うんですよ。

だから、その違いであるから、今の制度として議会の構成の議員がここで監査委員になるのはおかしいじゃないかというのは、ちょっと今の段階では早計ではないかというふうに思いますということじゃないかと思いますが。

【竹井委員長】 一応事務局のほうで今押さえているのが、まちづくり基本条例で執行機関の中には含まれているので、議会としても同じ立ち位置になったと。要は同じ解釈をしておこうということが一つなっているそうです。まちづくり条例に執行機関とあって、議会はそれが違うんだということにはちょっとしづらいかなということで、今回、同じ立ち位置になっているということだそうです。入れたという、そういう考え方の中で執行機関に含んでおりますよという。

ご意見には、そこに議員が入っていること自体が、執行機関であれば、議決機関の議員がなぜいるんだという、回答はでも載せないで、これは別途議長と相談してもらいますけど、現段階では考えておりませんとか、当然市長との調整も要りますので、県議会だって監査委員を入れておるし、それを言い出すと、すべての委員自体が派遣していいのかという、基本構想だって入っていて、それを議決するという変なことになってきたりするので、さまざまところに委員会としては参画しているので、今後またその辺については見直すかどうか検討しますとか何か、ちょっとそういう言葉を入れて、でも、答弁として入れておかなきゃまずいかなと、解釈は、ちょっとそれは考えておりますので、一応まちづくり基本条例にいう執行機関と同じ立ち位置で、まず、執行機関の扱いは考えておこうと。ただ、そこにどう議会がするかどうかはまた違う問題だというふうな考え方にしておいたほうが。

池田委員、どうぞ。

【池田委員】 一番最初の部分なんですけど、意見の提出者、そして、意見の件数という部分で3名の33件、本来、3件の32項目という形ではないのかなという、一つずつの条例、項目という言い方のほうがいいのかなというような感じを受けるんですけど。

【竹井委員長】 パブリックコメントの要領というのがあるんです、やり方の要領、多分それによって今やっていますので、多分回答の表記も同じやり方をつくっている、ちょっと確認。

【浦野事務局長】 ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

【竹井委員長】 今手元にまちづくり基本条例と障害福祉計画に対するパブリックコメ

ント結果というのがありますけど、これは意見提出者が2、意見件数になっていますね。提出方法が直接とか、すべてこの2つについては何件という書き方ですので、多分これに準ずると、また、これで何項目とかとやると、何で違うんだと。

これは実はパブリックコメントの3のところ、パブリックコメントが実施中であることすら知らない住民が大多数でないのかという、それに関してこちらのコメントは、手続によって全部やっております。ですから、それは決して亀山市議会のパブリックコメントが手抜きをしているわけじゃなくて、行政と同じ手続で今行っておりますというふうに回答は書かせてもらいました。ですから、広報を使ったり、議会だよりを使ったり、ホームページを使うという、その手法については消して手抜きはしていないんだということで押さえてあります。あくまでもこの指針にのっとって回答についても同じ体裁でやらせていただくということで、事務局と今調整をしています。議会独自の方法をやる必要はないと。

それから、もう一点、これは提出者の方からおしかりを受ける、パブリックコメントをやる、やらないもこちら側の自由ですと、極端にいうと。ただ、今はパブリックコメントも当然の、これはもう手法ですので、議会で初めて条例をつくりましますけど、これについてはパブリックコメントを実施したということでもあります。ですから、ちょっと同じ体裁でやらせていただく格好に多分なると思います。

大体御意見ちょうだいしました。

前田委員、どうぞ。

【前田耕一委員】 済みません。3ページの4つ目のナンバー4、ちょっと僕理解できないんですけども、この前文の中で4月1日からまちづくり条例を施行されという意見内容なんですけども、この2つの条例というのはまちづくりと、それから議会基本と思うんですけども、従前の条例と全く異なることは、市民が動くためのよりどころとして、市民が読む条例だということで質問になっていますわね。

その考え方が、議会自身の基本を定めたものであって、協働によるまちづくりのための条例ではないということはわかりますわね。その間に入っている「市民が動くためのよりどころの条例」というのは何を意味するんですか、これ。

【竹井委員長】 これは、ちょっと私の解釈では、要するにこの条例は市民を縛らない、全く。だから、市民のよりどころにならない。議員のよりどころにはなるけども、市民、要するにまちづくり基本条例は市民を縛るんですね、責務とかいろいろ。議会も若干縛ら

れていますけど、責務ということで。だから、よりどころにはならないわけですね、この条例があったからといっても。議会の議員のための条例ですので、すべてこれは市民を拘束するものではないというふうに私自身は考えています。

ですから、ここで言う協働によるまちづくりのためにこの条例をつくるということは、全く立ち位置が違う。あくまでも内部の議員や議会のための行動指針であって、ただし、そこに市民の参画というものはありますよということが何カ所かに散りばめてあると。

ですから、これによって市民が行動を規制されることは全くありませんので、逆に、市民参画というプラスの行動はあっても、我々がこれによって、市民もこの条例をもって何か動くということはありませんわね。まあまあ参画という非常に重要なものではありませんけども、そういう考えだと思います。

ですから、ちょっとまちづくり基本条例と議会基本条例、若干位置が違うんですけど、この御意見をいただいている方はそれぞれ一緒なんじゃないかというふうなお考え。副委員長さっきおっしゃった両方同じスタンスで見ているんじゃないかという、だろうと思います。

【竹井委員長】 どうぞ。

【前田耕一委員】 意味はよく中身はわかるんですけども、もっとほかの表現はないですか。今、さっと言われて、ぱっと出る、私自身も出ないんですけども、何か市民が動くためのよりどころの条例がないという表現が、これが基本条例だというものだということになるわけですね、要は。

【竹井委員長】 意見にそれが書いてあるからこっちに書いてあるんだと思うんです。違う表記にすると、全く違うものになりますね、今度は。

だから、市民の動くためのよりどころというものがどういう意味かよくわからないけれども、我々は議会と議員自身のための条例なんですよと。

【前田耕一委員】 私が意見のところ十分ちょっと表現が理解しにくいような表現の仕方が明記してあるので、逆にだから、市議会のところで。

【竹井委員長】 多分ご意見の立ち位置という問題と、我々が思う位置とがちょっとずれがあるわけです。だから、この方の考え方というのは、協働によるまちづくりのためにこの基本条例もあるんだとおっしゃる。

ところが、まちづくり基本条例というのは、あくまでも行政と市民との関係をうたった条例です。我々は市民との関係というのは参画としてはうたっていますけども、そこで市

民の責務だとか、一切そういうのは入れてないので、市民を拘束することは全くないと。

ちょっと委員長としてというか個人としては拘束しない、何も、そのことが一つのよりどころじゃないかなという。それを拘束しようとする、自治基本条例みたいにつくり変えて、並列的に書き込むと。並列的に書き込んだ上で、さらに議会議員のための条例をもう一個起こすというふうにすると、まさしくこの人が言う三者の関係がもっと明確になるんですけど、残念ながら自治基本条例ではなく、まちづくり基本条例に議会の責務ということを入れた瞬間、こんな議論が起きてきたということです。本来入れなければ、こんな議論にならないです。

やっぱり入れたかった市民の声というものが、若干議会の立ち位置と市民の立ち位置というものに少しずれがあったというふうな解釈だろうと。ですから、これはもうとまらないんじゃないですかね、この考え方のずれというものは。だから、我々自身はそこは証明していかないといいないとか、前田委員おっしゃるように、ちょっときつい書き方だし、意味がよくわからないというのはありますけど、出された方が言うよりどころではないんだということを証明する言葉が違う言葉で入れると、よりどころとはこういう意味に解釈しておりますがと、実はそういうことでなくてと、だらだらとなると、今度は出された人が、いや、そういう意味じゃないんですよと、私が言うよりどころはこうだと、こうなってくるので、どうしてもこういう表記になってしまうんじゃないかな。

前田委員。

【宮村委員】 今、言ってみえるように、ずばり回答でいいと思いますわ。問われたことに関して色をつけずに、ありのまま我々の議会、あり方での考え方を答えてもらったから私はいいと思います。

【竹井委員長】 ちょっと今、読みましたけど、市民が動くためのよりどころとして、この条例もつくったんでしょうという意味ですよね。でも、これは議員が動くためのよりどころであり、議会のよりどころとしてつくった条例なので、これによって市民の行動を規制するものでないし、市民が見て、ああ、そうか、僕ら、こんなことせなあかんのやというのは、市民参画のところぐらいですよ。

大きくはもう議員の行動規範みたいなものになっているので、若干まちづくり基本条例と、それ、入れますかね。まちづくり基本条例の趣旨と議会基本の趣旨とは異なりますというふうに入れましょうか。そうすると、このよりどころの議論は整理がつくんです。まちづくり条例は趣旨が違うものと解釈しておりますというふうに1個入れますかね。そう

すると我々の趣旨というもののずれ、違いを明記しておく。だから、よりどころは別に消しても、済みますよね。まちづくり条例と議会基本においては、それぞれ趣旨は異なるものと考えております。市民との関係は一緒やけども、策定の趣旨は若干違う、そういう表現を入れてもいいですけども。

服部委員。

【服部副委員長】 ご意見は、協働のまちづくりで、要は議員と市民が対等になって協働でやろうということが言いたいわけやな。ところが、さっきも言うたけど、日本のこの議会制度というのは間接民主主義で代議制をとっておるわけね。直接民主主義なら、例えば議会基本条例をつくる時に、市民と議員が同じテーブルで議論して、ああや、こうやとやったらいいし、それから、それを今度改革する推進会議でも、そこへ市民が入って一緒にああや、こうやと言ってやったらいいわけやけども、あくまでも間接民主主義で、選挙というもので選んでおるわけ、代表を。その代表が出てきて議論するというシステムになっておる以上、そこへ直接市民が出てきて言うというのは、どうしても限られてくるよね。

どうも議会、行政、市民が、三者がまちづくりを協働してつくるんやという前提があるもんで、もう何もかもいろんな場面に市民が議会と同じ場所で、土俵でというのか、せなあかんという思いが強く出るもんで、こういう表現になるよね。

だから、基本的には、これ、宮村委員さんが言われたみたいに、端的に言えば、議会は協働関係ではなく負託関係やと、市民との関係、もうこの言葉だよな、要は。ここが結論なんやわ。ただ、これだけ書いたって納得なかなかしづらいで、それに膨らませる意味でいろいろ書かんならんという問題があるんやなというふうに思います。

【竹井委員長】 どこかにありましたよね。1のところの真ん中ぐらいに「議会の意思決定に市民が直接かかわることはありません」と、それは我々の役目なんだと。その意思決定に関して市民の意見を聞くことはありますよね。でも、直接的にその人が右だ、左だ、わかりました、私も右です、左ではないと。それはあくまでも選ばれた議員がその議会の意思決定に対し、それぞれの意思で行うんだと。そうしないと、議員、要らなくなりますもんね。直接になってしまうという。その場面が多分御意見いただいた方とのずれになってしまっていると。でも、そのずれはずっとずれなんだと思います。

それはもう、ようやく議会の位置が我々もわかってきて、我々がなすこともわかってきて、ようやくこういう議論ができ始めたわけですよ、議員同士がね。議員でもわからな

かったことが、ようやくここによってぼんやりとわかり出してきたということ。ですから、まだそれは市民の人はもっとわかりづらいですよ。2年かけて今ようやくここへ来たわけですから、議員が。

だけど、余りでもきつくすばっと切ってしまうのもね、やっぱり市民の参画は重要ですので、これはあくまでも市民があつて、議員、議会があるわけですので、この立ち位置は変えられませんので、よりどころになる条例ではないです。これを熟読したから、市民として、ああ、いい条例や。これは、おれたちは、僕たちはこうせなあかんというものではないです。市民の責務とどこにも書いてないですから。そこがちょっと違うものだろうと。

いい意見いただきました。ちょっと若干そういうまちづくり条例との違いぐらいは入れておくと、多分書いた人も、そっちから見ていますので、入れるようにしますわ。ちょっと調整をして、やります。

【池田委員】 前後に、例えば今委員長が言われたような、「市民を縛るものではなく」みたいなことを前後に、そういうような言葉を入れられたほうがわかりやすいかもしれませんね。

【竹井委員長】 ここにも書いてあるんですけど、済みません、「立ち位置」と書いてあるんですよ、この方は。議会の位置はどんな場所なんだと。ですから、それは我々自身の場所であつて、市民の場所にはそれはないんですよということですよ。

それに対する御意見はもらうわけでも、直接的に市民の中にあるものではないという、議会の中にあるものなんだと。ちょっとその御理解が多分まだ得られていないんじゃないかなという。それはどうしてもまちづくりをつくった方たちの思いがここにあるんだろうと。ちょっと意見は整理させていただきます。

前田委員。

【前田耕一委員】 最後ですけども、これは委員長、副委員長にお任せしますけども、全体を見れば、最初に議会実施の基本を定めたものであつて云々からずっとあるわけですから、その内容としては十分理解できるんですけども、ちょっと細かくこの言葉だけが一般の人が見て意味がわかるかなというのが頭にちょっとお伺いしただけで、お任せしますので、よろしくお願ひします。

【竹井委員長】 服部委員。

【服部副委員長】 たしか、民意って何やという話がありましたやろう。そうすると、例えば市民アンケートをとったら、これが多数だと、例えば議員定数の削減のほうが7割

やと、減らさんでいいというのは3割やとしたら、それは削減せなあかんと、こういうふうなもしルールをつくってしまうと、結局そうやったら、もう代議制って要らんやないかと、全部住民投票するか何かして、やりゃええやないかということになってしまうので、そこがもう何度も言うけど、日本のこの議会制度の仕組みがそうなっているというのか、あくまでも選ばれた議員が、どうも我々の思っておることと違うことをしよると、市民が、思うんやったら選挙で落とせるわけやから。だから、4年に1回選挙をして、やるというシステムがあるわけで、その中で代表として選んでいくという、そういうシステムの中で物事を考えるしか僕はないんやないかなと思う。

だから、法律から何から全部いらうとなれば、そりゃ、こういうこともあり得るのかわからんけども、今の制度の中でどうするかということになると、やっぱり最大限我々は議会として市民の声を聞くということをどう制度化してやっていくかということ、それでは市民の声を、前に反映するという言葉を使うかどうかということがありました、議論が。反映というと、全く100%映し出すみたいになってしまうので、そうやなくして、把握するんやと。その上で自分の判断で、これについては賛成、反対と。だから、必ずしも多数の意見をそのまま言うわけでもないし、その中に自分の判断も入る。

そういうことも含めて考えていくと、やっぱり必ずしも市民の意見イコール議会のあれにはならない。それがずれた場合には、もう選挙でもってその意思を市民はあらわすということしか今の制度上はないのと違うかなというふうに私は思います。

【竹井委員長】 4つの団体というのはいろいろ議論して、一つ感じるの、市民って何なんだろうかということ、ここに定義があるんです、市民というのは。当然住んでいる人、でも、その後ろには団体、個人の法人も入っている。そうすると、団体とだけしゃべればいいのかというと、それは市民じゃないという考え方ですよ、この御意見の市民というのは。でも、市民というのは企業も市民に位置づけられているし、団体も位置づけているし、それから、一人一人の市民も市民として位置づけている。

ですから、平たく言う市民という問題と、議会が言う市民という問題は、私はちょっと変わってくるんじゃないかなと思います。そういうことがあって、その常任委員会における市民というのは、まずは団体を市民と扱いながら、最終的には、平たく言う今で言う市民というところにもう少し市民、だから、市民の定義が広いんだと思うんですよ。そこが多分まだ市民とおっしゃる方は、自分たちが市民であって、団体とかというと市民じゃないんだということになるので、そこら辺は議会の中でももうちょっといろいろ議論は必

要かなというふうには思います。

ただ、ここは特定の法人、個人、企業、全部いいわけですので、在勤、在住すべてが市民という扱いをしているので、要するにさまざまな意見を聞くというスタンスになっているから、やっぱりあえて我々が色をつけて、これが市民で、こっちが市民じゃないということは、議会はすべきではない。ただ、市民とおっしゃる方は、自分たちが市民という人がいっぱいいらっしゃるから、そこはゆっくりこれから我々も議論していく必要があるんじゃないかなというふうには思います。

それから、ちょっと時間が来ましたが、1点だけちょっと報告を忘れました。

29に議員の定数がありまして、ちょっときのう、これも事務局と議論しておったんですけど、議員の定数の改正手続が入れてないです。報酬については入れてあります。委員会または議員がと。これもちょっと何でかなというふうにいる過去のことも思い出しながら、ちょっとよく思い出せなかった。

ただ、1点あるのは、条例があって初めて改正というふうになるので、今、条例がないんですね、告示で。ですから、条例がないのに改正手続を入れても、やれないんですね。だから、やっぱり制定後に改正手続を入れるということで、回答には入れさせていただきます。

ですから、もし条例制定されれば、その段階で議会基本条例にこの改正手続を報酬と同じように入れるのかどうか、この議論は多分次の役選以降の段階で多分御議論願わなければならぬ。

ですから、告示のままずっと続くと、改正というものができない。まず、条例を制定しなきゃあきませんので。去年の議論は条例制定の提案があっただけですので、その人数を22を20にしたということで、あれは定数削減の提案ではありませんので、条例制定の提案をしたと。ですから、それができてから手続についての議論をしたいというふうに書かせていただきました。ちょっとその考え方で確認をしていただきたいということです。ですから、条例制定後に手続を入れるかどうか、ちょっと事務局のほうに今言っておりますので、整理はしておいてほしいというふうには思います。そんな考え方でここは終わります。

ちょうどいい時間になってきましたので、それでは、この扱いについては10日ぐらいまでに精査をしなきゃいけませんので、後の点はちょっと正副の委員長のほうでお任せを願いたいと。整理ができれば、すぐ皆さんのほうにはお手元に届くようにさせていただきますので、あとはちょっと一任ということでよろしいですかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 では、皆さんのきょうの御意見を全部聞かせていただきましたので、少し反映できる部分は反映をして、少し正副委員長のほうで事務局と調整をして、つくらせていただきます。

じゃ、2の項については終わらせていただきます。

あと議長、先に。

水野議長。

【水野議長】 済みません、常任委員会で 何回も論議していただきましたし、また、各団体との説明会あるいはパブリックコメントの審議もしていただきました。

それで、以前から予定しておりますのは、6月議会に議員提出議案としてこの議会基本条例を提案するというにしておりますので、それで、議員提出議案ですので、例えば議会運営委員会で提案するものも、例えば意見書とか、そういうのは賛同者が委員さんになって、提案者は委員長になっているんです。

だから、この6月議会の最終日になりますけども、この議会基本条例の提案については、提案者を竹井委員長、それで、賛同者をそのほかの委員さんということで、ぜひ御協力をいただきたいということでございます。なお、特別委員会の提案でございますので、委員会付託はないということ。

それから、公営企業の場合に、実はある程度の結論は出てきておりますので、最終日に報告をする、それから、議長に対する答申をするということの段取りになっているんです。こっちの場合は議提として出させていただきますので、できましたら議員提出議案の提案説明、議案説明の中で、若干今までの前回から報告した以降の委員会の経過といいますか、簡単でいいので、そこら辺を入れていただいて、議案の中身についての提案をしていただくということでございます。

それとあわせて、議案の中身の説明された後で今後の取り組みといいますか、どうしていくんだというようなものも含めて御説明、これは提案ではないんですけれども、委員会としての方向性について述べてもらったらいいのではないかというふうに思っておりますので、それから、この条例の施行日も委員会で確認をしていただいたほうがいいのではないかとこのように思っています。

もともと議会のあり方検討委員会というのは、あとも続けてやっていただくということも聞いておりますが、3月議会に議会運営委員会の中で5項目ぐらい上げておったんです。

それは、1つは、いわゆる法改正に伴う議会の条例とかその辺の整備というのと、それから、議員が出ている審議会、委員会のあり方をどうするのかということ、それから、そのほか議員定数の問題も出ていましたけど、それは片づいたとして、そのほかのその他の中では、今回、あとの問題で改革推進委員会がどういうふうに考えていくのかとか、あるいは議員間討議とか、あるいは報告、市民との関係をどうするのやというものが論議されると思いますが、そういう意味で、今回とも一応本会議に提案していただいて、見込みとしては議決をされるということでございますので、そういう方向での御確認をいただきたいということでございます。

なお、また7日でしたか、開会日に全協をやりまして、他の検討されております条例あるいは規則についての概要説明をしていただいて、それについても扱いについて皆さんに説明していただくというふうに思っておりますので、以上、幾つか申しましたけども、よろしくお願ひしたいと思います。

【竹井委員長】 今、水野議長から提案についての御説明がありました。従前より最終日に提案をするということに予定をしておりましたので、6月25日の最終日。施行についてもいろいろ説明会でも確認ありましたが、周知期間等を含めるということで、前の事務局長からも周知期間を欲しいというふうなことがありましたので、定例会のスタートと、切りのいいところで9月1日を施行というふうに考えておりますので、それで御確認をお願いしたいと。

それから、提案賛同についてはここでは決められませんので、議運であと確認とっていただいて、それでいいということであれば、委員長と委員の名前で提案をしていくというふうに、ちょっと委員会では決められませんので、議運のほうに諮っていただいて、それでよければそうさせていただきますと思います。

それから、あわせて今後の継続のことも言及していただきましたが、一応予算はとってあります。ここにある事務スケジュールというのをつくってもらって、そのままになっているんですけど、条例をつくった後に必要なものがまだ幾つかどうか結構あります。主なものは議長がやっておいてありますが、少し議論はしておきたいというふうに考えておりますので、申しわけありませんが、7月、8月、あと2回程度、次の役選後の議会に引き継ぐということも踏まえて議論はしておきたいと。素案づくりのできる、無理なら項目だけ投げて移すというふうに、そうしないと議論した人がばらけますので、来年この委員会があるかどうか、来期ですね、わからないので、できるだけその範囲を広げて整

理はしたいと。

ですから、もうしばらく、ここで期は終わりますけども、ここは継続的改革というふうになっておりますので、議会改革推進会議ができるまでは、もうしばらく御辛抱願いたいというふうに思います。

ですから、次回の開催については、ちょっと似たようなことを言おうと思っていましたが、冒頭言いました新旧対照表であったり、逐条解説であったり、それから、こういう事務スケジュールの件、こういうものも含めてもう一度確認をしたいというふうに、日程はちょっと前半か後半かはまだ決めておりませんが、多分会派の視察なんかも入ってくるような気もしますし、もうあと7月ぐらいじゃないと、もうすぐに選挙の時期を迎えますので、ですから、ちょっとそういう会派の動きもにらみながら日程は改めてまた連絡をさせていただきます。

一応きょう予定いたしましたものについてはすべて終了させていただきました。改めてパブリックコメントが整理できましたらお送りします。

ちょっと時間が過ぎましたが、特になければ、24回のあり方等検討特別委員会を終了させていただきます。よろしゅうございますかね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【竹井委員長】 どうも長時間ありがとうございました。

— 了 —